

2015年国家知的財産戦略実施推進計画

(全文)

中国共産党第十八次全国代表大会と第十八期中央委員会第三回総会、第四回総会の精神を貫徹し、革新による発展という戦略的要求を実行し、国家知的財産戦略の突っ込んだ実施を推進し、「国家知的財産戦略を深く実施する行動計画(2014～2020)」の手配に従って、2015年の戦略実施重点任務と業務遂行措置を明確にするために、本計画を制定した。

一、知的財産の保護を強化し、革新と創造を奨励する。

1. 知的財産侵害行政処罰情報の公開状況を侵害模倣行為撲滅活動統計通報範囲に取り入れて、評価を強化する。
2. 信用ファイル情報とその収集、処理、評価など知的財産保護関連信用基準の研究作成活動を展開することを模索する。
3. 各地が速やかに専利詐称と専利権侵害事件の情報を公布することを推進する。専利信用体系の構築活動案を打ち出して、専利権侵害、専利詐称と専利代理信用失墜など信用関連情報の収集規則と利用方式を明確にする。
4. 権利者が侵害嫌疑貨物の差し押さえを申請する場合の担保、貨物の荷受人と発送人による逆担保、申請による侵害嫌疑貨物の差し押さえ、職権による侵害嫌疑貨物の差し押さえ、知的財産事件の調査と認定、行政処罰、貨物処置など7の知的財産税関保護パワーリストを公布する。違法企業の属地通報制度を試行し、違法企業名簿を公開し、速やかに所在地の政府に通報する。
5. 知的財産法執行・権利擁護を趣旨とする「護航」特別行動を展開し、重点的に食品薬品、医療機器、環境保護など民生分野とハイテク分野に係わる専利権侵害・模倣行為を摘発する。
6. 「2015赤盾網剣」特別活動を展開し、インターネットにおける商標権侵害、模倣粗悪品販売など法律法規に違反する行為を厳しく取り締まる。

7. インターネットにおける権利侵害・海賊版行為を取り締まる「剣網2015」特別行動を展開し、インターネットにおける権利侵害・海賊版行為を専門的に摘発する。

8. 電子商分野における専利法執行・権利擁護メカニズムを健全化し、地方が電子商プラットフォームにおける専利保護活動案を制定することを指導する。大型商業場所における専利権侵害・模倣行為について、集中検査、集中摘発、集中処理を行う。

9. 大型展示会における知的財産法執行・権利擁護メカニズムを構築、健全化し、展示会開催前の調査、展示会開催中の検査、現場での調停などの面において法執行・権利擁護を強化する。「展示会知的財産保護弁法」を改正する。

10. 国家著作権監督管理プラットフォーム年度構築任務を完成し、インターネットに伝播される著作物による権利侵害・海賊版行為について監視と証拠収集を行い、APPなどの新しい伝播方式を著作権監督管理範囲に取り入れる。

11. 正規版ソフトウェア管理システムを構築し、政府機関におけるソフトウェア正規版化責任制を改善し、速やかに問題と責任者名簿を通報する。企業におけるソフトウェア正規版化情報統計制度を改善し、中央企業における正規版ソフトウェアの集中購買とソフトウェアの資産管理を強化し、中央企業におけるソフトウェア正規版化進行状況を検査し、適時に「中央企業におけるソフトウェア正規版化活動指南」を印刷配布する。

12. 貨物の生産、加工、中継輸送において知的財産監督管理を強化し、国境を跨ぐ貿易と輸出入における専利権侵害嫌疑貨物について権利侵害認定コンサルティングを行うメカニズムの構築を模索する。国内自由貿易区の特徴に適応する専利法執行・権利擁護メカニズムを構築、健全化する。

13. 公衆の健康と安全を害し、「革新による発展」を妨げる名ブランドの模倣粗悪品を製造・販売する犯罪行為を重点的に取り締まる。模倣撲滅・出所遡及技術プラットフォームの実践運用を改善し、重点的な電子商企業との協力メカニズムを詳細化する。

14. 一部の情状が深刻で影響が劣悪な侵害模倣犯罪事件を重点的に調査処分し、侵害模倣犯罪に係わる職務犯罪を強力に調査処分する。検察機関が侵害模倣など刑事事件における審査逮捕手引を行うこと、公訴部門が正確に経済犯罪政策法律限界

を把握することに関する指導的意見を制定する。

15. 知的財産行政法執行と刑事司法をつなぐ情報共有化プラットフォームの構築を強化し、重点的に情報共有化プラットフォームの構築進捗、情報共有化の範囲、情報入力の内容と期限、実際の運営効果について、実地調査を行う。

16. 「『専利紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する最高人民法院の決定」「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)」「知的財産と競争紛争行為保全事件の審理における法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈」「商標権付与・確定行政事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」「商標民事紛争事件の審理における法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈」を發布する。

17. 知的財産紛争調停活動を規範化し、知的財産紛争調停機構を育成し、知的財産紛争の業界調停メカニズムを模索し、調停スタッフの専門化トレーニングを強化する。

18. 中国の公証業界による知的財産保護サービスに関する調査レポートを發布し、知的財産に係わる公証の証明方式、サービス形式、サービス手段の新しいモデルを模索する。知的財産証拠資料公証保管執務プラットフォームの構築を改善し、知的財産の権利認定と紛争解決を推進する。

二、知的財産の創出運用を促進し、産業のモデルチェンジとグレードアップをサポートする

19. 移動体通信、集積回路、新エネルギー自動車などの重点業界において、業界組織、産業同盟、専門機構などが共同で産業専利情報分析、専利レイアウトと運営サービスを展開することを支援する。知的財産協同運用メカニズムの構築を模索し、試行省市を選び、特色産業をめぐって知的財産総合運用能力の育成活動を展開する。

20. パテントプールの構築指南を打ち出して、業界組織がパテントプールを構築するよう指導し、科学研究機構と企業が専利運用協同体を結成するよう推進し、専利技術の移転と転化を促進する宣伝プラットフォームの構築を模索する。

21. 専利ナビ試行プロジェクト実施指南を完成し、積極的に国家の重大計画、地方の区域計画、産業の特別計画の制定段階に専利ナビメカニズムを導入することを模索する。

22. 北京で知的財産運営公共サービスプラットフォームの構築を開始し、西安、珠海で軍民専利技術融合と知的財産金融革新特色試行プラットフォームを構築し、一部の試行省でエクイティ投資の方式で複数の専利運営機構を支援し、情報技術などの重点分野で専利運営会社の創設を推進する。

23. 中央企業専利運営試行範囲を拡大し、「国家専利運営試行企業」活動の展開を推進する。

24. 全国及び各省(区、市)知的財産集約型産業の統計研究を展開し、専利集約型産業の判定基準の発布を推進し、専利集約型産業目録と統計レポートの発布メカニズムを構築する。

25. 全国の知的財産サービス業の統計調査を展開する。知的財産サービス業密集発展試験区と模範区の建設を推進する。知的財産サービス基礎通用基準と専利情報サービス関連基準の制定を研究する。知的財産サービスブランド機構を区域発展につなげる一連の活動を展開し、知的財産サービス能力向上試行プロジェクトを実施する。

26. 銀行などの機構が広範的に知的財産金融サービスに参加することを支援し、商業銀業が知的財産融資サービス商品を開発することを奨励する。知的財産評価、取引、担保、法律、情報サービスなどのサービス機構が市場に参加することを支援する。

27. 専利権質権設定動態的管理システムを構築、改善し、担保機構、投資機構が中小企業向けの専利権質権設定融資サービスを提供することを奨励する。専利執行保険、専利権侵害責任保険、知的財産総合責任保険などの保険商品を提供することを推進する。

28. 農業インフラ、安全栽培・健康養殖、農産物合理的加工、農産物流通などに係わる国家標準を制定、改正する。農業標準化模範区域のレベルアッププロジェクトを展開する。

29. 国家のアニメーションブランド構築と保護計画を実施し、文化ブランド実験室の

建設を推進し、2015年中国文化企業競争力ランキングと中国文化ブランドランキングを發布する。

30. 「商標で農民を豊かにする」活動を展開し、農産物の地理的表示と商標保護を強化する。

31. 地理的表示保護製品の検査制度を改善し、地理的表示保護製品の技術標準、品質保証、検査監視体系を健全化する。

32. 近代的な土壌耕作、家畜家禽生産環境制御と装備など技術革新同盟の結成を推進する。

33. 木質床材などのパテントプールと林業知的財産サービスプラットフォームを構築する。

34. 著作権貿易基地と取引センターの協調活動メカニズムを構築し、インターネット出版許諾料メカニズムを改善する。

三、知的財産管理とサービスを強化し、革新成果の移転・転化を促進する。

35. 中央財政科学技術計画（特別プロジェクト、基金など）の全過程管理に知的財産管理を導入し、中央財政科学技術計画（特別プロジェクト、基金など）完成後の知的財産目標評価制度を構築する。

36. 中央レベル事業単位の科学技術成果の運用、処置、収益管理改革試行を確実に進める。

37. 地方が重大産業計画、政府重大投資活動などについて分析評価を行うことを推進する。知的財産分析評価マニュアルを打ち出し、専利分析評価標準の制定を加速する。企業が分析評価活動を展開し、企業とサービス機構の知的財産分析評価能力を高めることを支援する。

38. 知的財産管理、伝統的知識の保護と管理、組織知識管理などの分野における標準化活動を推進し、全面的に「企業知的財産管理規範」国家標準を押し広め、知的財産管理体系認証機構の能力構築を強化する。工業企業が「工業企業知的財産管理指南」を実施することを指導する。国家ハイテク開発区、知的財産模範パークにおいて

標準と専利との結合に係わる模範活動を展開することを模索する。国家の知的財産による企業増強プロジェクトを開始する。

39. 大学と科学研究機構における知的財産管理標準を制定し、大学と科学研究機構が規範化した知的財産管理体系を構築することを指導する。

40. 知的財産区域レイアウト活動を開始し、区域の知的財産資源分析の展開を推進し、知的財産(専利)資源データベースの構築を模索する。

41. 知的財産価値評価標準と評価方法を改善し、専利価値分析標準化の構築を加速し、専利価値分析の試行を展開し、企業が買収、株権売買、対外投資などの活動において知的財産管理を強化することを推進する。

42. 科学技術プロジェクト知的財産全過程管理に係わる政策措置を制定、改善し、科学技術プロジェクト知的財産全過程管理の評価指標体系を構築する。中国科学院高級知的財産専門要員の育成事業を開始し、「専利ナビ革新指南」レポートを完成する。

43. 専利出願品質監視を強化し、専利出願品質監視レポートを作成し、低品質専利出願への摘発を強化する。専利審査業務指導体系と審査品質保証体系を改善し、専利審査社会満足度調査を展開する。

44. 商標審査体系を最適化し、商標審査標準を改善し、速くて便利な商標審査協力メカニズムを構築、健全化する。

45. 農業植物新品種テスト指南を制定し、農業植物新品種審査テスト管理体系を改善し、農業植物新品種のオンライン出願システムを構築し、大学、科学研究機構と企業が共同で市場ニーズに対応した優良品種を育成して品種審査認定グリーン通路を利用することを支援する。

46. 専利基礎データ資源開放システムを改善し、社会公衆が低コストで専利基礎データ資源を取得することを支援する。国家知的財産基礎情報公共サービスシステムのプロジェクトプランを作成する。

47. 知的財産委託管理サービス規範を制定し、中小企業知的財産委託管理の範囲を拡充し、中小企業知的財産情報プラットフォームを構築する。

48. 林業植物新品種などデータベースの構築を推進し、林業重点産業と肝心技術分野における知的財産分析と警報研究を展開する。

49. 「専利代理業界中長期発展計画(2016~2025)」を制定し、専利代理サービス標準を打ち出す。

50. 国防知的財産の権利帰属と利益分配問題の適切な処理に関する関連意見を発布し、国防専利の機密保持・機密指定解除に関する規定を発布し、「軍用コンピュータソフトウェア著作権登記弁法」を発布し、軍用コンピュータソフトウェア著作権登記試行を完成する。

51. 国防分野知的財産転化実施目録を発布する。軍民結合ハイテク分野において自主的な知的財産権を把握すべき一部の肝心な技術と製品の目録を発布し、国防科学技術工業知的財産の普及転化と機密指定解除制度の構築を模索する。

四、知的財産交流を強化し、国際競争力の向上を推進する。

52. 積極的に世界知的所有権機関、世界貿易機関、植物新品種保護国際同盟、アジア太平洋経済協力の関連活動に参加し、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国、ASEAN、EU など国や地区との知的財産協力を強化する。

53. 中米、中欧知的財産WGなど双務政府対話メカニズムの役割を発揮し、中米戦略経済対話、米中合同商業貿易委員会、中欧指導者サミットなど重要な双務活動にサービスする。中米、中欧の知的財産協力事業を実行する。

54. 関連する国や地区の知的財産部門との専利、商標、著作権分野での交流と協力をより一層推進する。

55. 外国駐在大使館・領事館による知的財産活動を強化し、関連する国の知的財産法規政策を研究し、知的財産涉外情報交流を強化し、涉外知的財産対応を確実にする。

56. 輸入貿易知的財産国内保護の部門規則制度の制定を推進する。輸入製品による中国知的財産侵害行為に対する法執行協力メカニズムの構築を模索する。

57. 海外知的財産権利擁護・援助メカニズムの構築を強化し、国内の産業と業界協会との情報交流メカニズムの健全化を模索し、企業が知的財産海外権利擁護同盟を結成することを奨励する。引き続き重要な国際展示会(博覧会)において中国企業知的財産サービスステーションを設ける。

58. 海外知的財産情報サービスプラットフォームの構築を推進し、海外知的財産サービスネットワークを構築し、海外知的財産環境レポートを発布し、効果的に海外リスク情報を提供する複数のオブザーバー企業を育成する。

59. 優秀なサービス機構が外向型企业とマッチングすることを指導し、外向型企业知的財産事務協調メカニズムの構築を推進する。

60. 国外の法執行部門と手がかり通報、調査協力・証拠収集、司法協力など複数の面において協力を強化し、調査中重大涉外事件の国境横断的な協同法執行活動を組織、展開する。

61. 多国間・二国間の法執行協力メカニズムを構築、改善し、広東・香港・マカオの税関協力メカニズムを強化し、各国税関間の知的財産法執行協力を推進する。

62. 中米欧日韩五庁の専利協力を強化し、審査品質情報交流を強化し、専利審査ハイウェイを拡充、改善する。

五、支援を強化し、知的財産戦略の実施保障レベルを高める。

63. 国家科学技術成果転化誘導基金を通じて、条件に合致する科学技術成果転化貸付に対しリスク補償を行う。

64. 地方政府が微小企業貸付リスク補償基金を創設し、重点的に知的財産質権設定貸付を支援することを指導、奨励する。

65. 全国範囲で一定規模以上工業企業専利活動と経済収益統計監視を展開し、国民経済計算システムにおける専利価値計算に関する研究活動を展開する。

66. 知的財産分野専門技術人材の評価方法を改善し、知的財産分野における関連職業を国家職業分類大典に取り入れ、等級・種類別の教育育成体系を構築する。専門技術人材知識更新プロジェクトを実施し、公務員の関連トレーニングを強化し、知

的財産関連高級人材の誘致を極力支援する。

67. 大学が知的財産関連分野の選択科目を設けることを指導し、大学が自主的に知的財産専門学部を設けることを奨励、支援する。国家知的財産人材育成基地と知的財産宣伝教育模範学校を創設し、知的財産協同革新センターを創設する。

68. 「百千万知的財産人材プロジェクト」を展開し、社会に公開する国家知的財産人材データベースを構築する。国家知的財産教育基地と中小・微小企業知的財産教育基地の事業を確実に進める。

69. 知的財産戦略、知的財産強国建設など重要な内容の宣伝報道を強化し、各業界・各企業の知的財産の運用、保護などに係わる典型的な事例を発見、報道する。国際の世論関心と結びつけて、中国の知的財産戦略実施を推進する政策措置を大々的に宣伝し、中国の知的財産保護を強化する決心と実績を示し、中国の知的財産対外交流協力の成果を十分に反映する。

70. 知的財産関連法治の宣伝教育を深く展開し、知的財産法律法規宣伝と「法律六進」活動との結合を推進する。科学普及の全般活動に知的財産内容を取り入れることを推進する。

71. 「専利代理条例」の改正を推進し、「職務発明条例」の制定を検討する。

72. 「専利法」の第四回改正を推進する。

73. 「生物遺伝資源獲得管理条例」と「人類遺伝資源管理条例」の立法プロセスを推進する。「生物遺伝資源管理の強化をめぐる国家活動計画(2014～2020)」を実施する。

74. 工業と情報化分野において「国家知的財産戦略を深く実施する行動計画(2014～2020)」を実行することに関する実施意見を制定する。

75. 国防科学技術工業において「国家知的財産戦略を深く実施する行動計画(2014～2020)」を実行することに関する若干の意見を発布し、国防科学技術工業の知的財産プラットフォームを構築する。

76. 「文化系統における知的財産活動の強化に関する指導的意見」を打ち出す。

77. 「衛生・計画出産分野における知的財産活動のさらなる強化に関する指導的意

見」を發布する。

78. 「中華人民共和国知的財産税関保護条例」と関連規則制度の改正を積極的に推進する。

79. 国防知的財産戦略実施の段階的な評価活動を展開し、「十三五」国防知的財産戦略実施活動計画を制定する。

80. 知的財産強国建設関連政策の研究を組織、展開し、知的財産強国建設における戦略的な目標、任務、措置を提示する。知的財産分野の改革深化と知的財産強国の建設に関する政策文書を制定する。

出所:

2015年4月10日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.sipo.gov.cn/yw/2015/201504/t20150410_1099537.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。